

第31回理事会・第16回評議員会決議

平成31年度
事業計画書

平成31年4月 1日から

平成32年3月31日まで

公益財団法人 東教育財団

平成31年度事業計画書

1 助成事業について

(1) 学校教育事業助成

① 助成対象となる団体

大阪市内に所在する学校教育法第1条に規定する学校(私立学校を除く)のうち、幼稚園、小学校及び中学校。

② 助成対象となる事業

大阪府中央区内の学校教育の充実・発展に寄与し、かつ、当該学校の独自性や特色を持つ事業。ただし、事業実施に要する経費の全額を公費で負担すべき事業はこの限りでない。

③ 助成対象となる経費

上記事業の実施に直接必要となる経費(助成金を助成対象事業以外の目的に使用することはできない)。

④ 助成の基準

- ・ 幼稚園 1園につき20万円限度 事業数は問わない
- ・ 小学校 1校につき30万円限度 事業数は問わない
- ・ 中学校 1校につき40万円限度 事業数は問わない
- ・ 周年記念特別助成 特定費用準備資金計画書に定める額

(2) 社会教育・生涯学習事業助成

① 助成対象となる団体

大阪市内に所在する社会教育・生涯学習の活動を行う社会教育団体及び生涯学習団体。

② 助成対象となる事業

大阪府中央区内の社会教育や生涯学習の充実・発展に寄与する事業。ただし、営利を目的とする事業はこの限りでない。

この助成金は、社会教育事業助成と生涯学習事業助成の2種とする。

③ 助成対象となる経費

上記事業の実施に直接必要となる経費(助成金を助成対象事業以外の目的に使用することはできない)。

④ 助成の基準

- ・ 社会教育事業助成 1団体1事業 10団体まで 1事業25万円から40万円の範囲内
- ・ 生涯学習事業助成 1団体1事業 8団体まで 1事業10万円限度

(3) 地域文化・まちづくり事業助成

① 助成対象となる団体

大阪市内に所在する地域文化・まちづくり活動を行う団体。

② 助成対象となる事業

大阪府中央区内の地域文化や地域まちづくりの振興に寄与する事業。ただし、営利を目的とする事業はこの限りでない。

この助成金は、地域文化事業助成と地域まちづくり事業助成の2種とする。

③ 助成対象となる経費

上記事業の実施に直接必要となる経費(助成金を助成対象事業以外の目的に使用することはできない)。

④ 助成の基準

- ・ 地域文化事業助成 1 団体 1 事業 20 事業まで 1 事業 15 万円限度
- ・ 地域まちづくり事業助成 1 地域 40 万円限度

(4) 申請受付期間 2月12日(火)～ 2月28日(木)

(5) 平成31年度事業助成募集要項 … 別紙-1

(6) 助成金の審査及び決定

助成金審査会を開催し、審査を実施し、審査結果を理事会に報告する。助成事業の採否並びに助成金額は、4月理事会で決定する。

(7) 助成事業の広報

- ① 財団のホームページに掲載
- ② 「大阪日日新聞」(2月1日付)に平成32年度募集広告掲載
- ③ 「広報ちゅうおう」2月号に平成32年度募集広告掲載(31年度は抽選漏れ)

2 特定費用準備資金の積立について

平成30年度末から保有する特定費用準備資金「校園周年記念特別事業助成積立金」の今年度助成需要計画分45万円(2校園分)を取崩し、計画どおり160万円の積立を実施する。

3 広報啓発事業

「東教育財団だより」の発行

東教育財団の事業と、大阪の文化・歴史を紹介する季刊誌を発行する。

- ・ 発行時期 年4回 (4月春号、7月夏号、10月秋号、1月冬号)
- ・ 仕様等 A4版4頁、200部発行
- ・ 財団ホームページにも掲載

4 その他財団の管理運営に関すること

(1) 評議員、役員の変更

平成 31 年 6 月開催の定時評議員会で、定款に基づき評議員、役員任期が満了となるため、改選を行う。

(2) 資金運用及び助成事業検討委員会の開催

平成 31 年度に償還を迎える債券の今後の運用並びに平成 32 年度助成金事業の実施内容について委員会を開催し検討等を行う。